

第7章 弁理士の使命の明確化 及び業務の拡充等

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 弁理士の使命の明確化

職業専門資格士に関し、弁護士法(昭和24年法律第205号)、公認会計士法(昭和23年法律第103号)、税理士法(昭和26年法律第237号)にはそれぞれ使命が明記されているが、弁理士法(平成12年法律第49号)には、弁理士が行う個々の業務や責務は明らかにされているものの、その活動の理念ともいべき使命が明記されていない。

② 弁理士の業務の拡充

(i) 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

ジュネーブ改正協定は、一回の手続で複数の国への一括出願が可能になる等、海外での意匠権の取得に係る利便性が大きく向上するものである。近年、我が国の主な貿易投資相手国が締結に向けた準備を進めつつある状況を受け、我が国企業からも協定加入に係るニーズが顕在化した。

(ii) 水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

現行法第4条第2項第1号では、弁理士の業務として、知的財産侵害疑義物品の水際での輸出入差止手続における権利者及び輸出入者の代理を定めている。また、同項第2号では、弁理士の業務として、特許権等に関する事件の裁判外紛争解決手続における代理を定めている。その一方で、これらの代理手続に関する「相談業務」(例えば、権利侵害に該当しているか、該当する場合に如何なる申立・証拠提出を行えば差止手続

を有利に進められるか等の事前の相談業務)は、明記されていない。

(iii) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

弁護士の業務である法律事件に関することでなければ、弁理士のみならず、誰でも、知的財産に関する相談に応じることができ¹⁸、弁理士としても、そうした相談に対応しているところであるが、弁理士法上は業務として、明記されていない。

③ その他

(i) 弁理士の利益相反行為の緩和

現行法第31条では、依頼者の利益を保護するとともに、弁理士の職務遂行を公正たらしめ、その品位及び信用が失墜することのないよう、弁理士が行う業務上の利益相反行為を制限する旨を定めている。同条第6号及び第7号では、弁理士が、かつて特許業務法人の社員又は使用人として当該法人に所属していた期間内に当該法人が関与した事件について、独立後もなお当該事件の相手方として業務を行うことを禁止している。

また、同法第48条第3項は、特許業務法人の社員又は使用人たる弁理士が行う業務上の利益相反行為を制限する規定であり、うち、同項第5号及び第6号では、特許業務法人の社員等が、かつて別の特許業務法人の業務に従事していた期間内に当該法人が関与していた事件についても、これに関与することを禁止している。

(ii) 日本弁理士会の役員解任権の廃止

現行法第72条では、日本弁理士会に対して経済産業大臣が行使する監督権の一つとして、役員が法令又は日本弁理士会会則に違反し、

18 弁護士以外の者が法律事件を業務として取り扱うことは、弁護士法第72条で禁止されている。

あるいは公益を害すると認められるような場合において、その是正のための役員解任権を規定している。

(2) 改正の必要性

① 弁理士の使命の明確化

近年、経済社会のグローバル化に伴い、弁理士の果たすべき業務量は顕著に増加¹⁹しており、また、今般の改正により弁理士の業務として明確化する知的財産権侵害疑義物品の水際での輸出入差止めに関する相談業務への対応等や中小企業対応の充実といった裾野の拡大²⁰についても、その社会的要請はより一層拡大している。

こうした要請に弁理士が応え続けるには、弁理士が自らの使命を明確に自覚し自律の徹底及び自己研鑽に励むことが不可欠であり、使命規定の創設が必要である。

② 弁理士の業務の拡充

(i) 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

今般の意匠法改正において、ジュネーブ改正協定の実施のための国内担保法の規定の整備を行った中で、日本国民等が日本国特許庁を通じた国際出願(国際登録出願)をすることができるようにするための規定を整

19 経済社会のグローバル化に伴う業務量の増加

・国際特許出願件数：約9,400件(平成12年)→約43,000件(平成25年)。いずれも、全件数中90%以上は弁理士が手続を代理しており、かつ、その割合は微増している(95.6%→96.3%)。(特許庁「特許行政年次報告書2014年版」)

20 業務の裾野の拡大

・東京都知的財産総合センターへの中小企業からの相談件数：約3,000件(平成15年度)→約5,300件(平成23年度)(平成24年度産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」(一般財団法人知的財産研究所))

備した²¹。特許協力条約の国際出願及び商標に係る国際登録出願に関する手続等は弁理士の業務とされていることから、同様に、意匠に係る国際登録出願に関する手続等についても弁理士の業務とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

(ii) 水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

弁理士法第4条第2項第1号及び第2号の業務が追加された平成12年の法改正以降、司法書士法(昭和25年法律第197号)、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)及び社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)では、各業務範囲規定において、紛争解決手続の代理業務とこれに関連する相談業務とを分けて規定する改正が続いた。その一方で、弁理士法第4条第2項第1号及び第2号の業務については、相談業務が明記されていないため、こうした各士業法改正との関係で、弁理士が、これらの代理業務に係る事前相談に応じることができるか否か疑義が生ずる事態となっていた。

近年、知的財産侵害物品の輸入差止件数・申立件数はともに拡大傾向にあり²²、また、国内の模倣品被害も拡大傾向にある²³。

このため、模倣品対策の観点及び訴訟手続によることなく迅速かつ柔軟に紛争解決を図る観点から、水際差止手続及び裁判外紛争解決手続について、より積極的に弁理士が貢献することの必要性が高まっている。

(iii) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

21 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備(意匠法等の改正)については、第3章参照。

22 輸入差止件数：約9,000件(平成16年)→約28,000件(平成25年)、輸入差止申立件数：約200件(平成16年)→約760件(平成25年)(財務省報道発表「平成25年の知的財産侵害物品の差止実績」)

23 調査対象企業1社当たりの平均被害額：23,000万円(平成19年度)→27,000万円(平成24年度)(特許庁「2013年度模倣被害調査報告書」)

優れた技術や商品を生み出すイノベーションを促進するために、企業の研究開発等の成果の取扱いについて、(a)特許による収益の確保、(b)製造のノウハウなど秘匿すべき技術や営業秘密の「ブラック・ボックス」化、(c)標準化戦略による市場規模・市場シェアの拡大、といった取組を最適に組み合わせながら、自社の「強み」の差別化・付加価値の最大化を図る「オープン・クローズ戦略」が重要となっている。

特に、中小企業・小規模事業者、大学・研究機関、個人などにとって、こうした戦略を実践するためには、知的財産に関する専門家としての弁理士による支援が重要である。

こうした相談業務に関するニーズの増加に伴い、近年、特許庁に出願手続が係属する以前の段階における発明や技術上の情報等の保護に関する相談(自身の発明のうち、何を特許出願し、何を特許出願せず営業秘密として保護すべきか等)が弁理士に対して数多くなされているが、相談業務が適切に行われない事態も散見されるようになった。こうした事態に対して適切に対処するためには、当該相談業務を弁理士の業務として明確に位置付け、弁理士法の各規定の適用対象とすることが必要である。

③ その他

(i) 弁理士の利益相反行為の緩和

特許業務法人が法定された平成12年の法改正以降、特許業務法人数、特許業務法人に所属する弁理士数及び特許業務法人当たりの弁理士数は顕著に増加しており²⁴、年々、独立後の弁理士又はある特許業務法人から別の特許業務法人に移籍した弁理士の業務範囲が必要以上に制限され、依頼者が弁理士を選択する際の選択肢が必要以上に狭められる可能性が

24 特許業務法人数：9法人(平成13年)→194法人(平成25年)(約22倍)、特許業務法人に所属する弁理士数：41人(平成13年)→1,657人(平成25年)(約40倍)、特許業務法人当たりの弁理士数：約4.6人(平成13年)→約8.6人(平成25年)(約1.9倍)(日本弁理士会JPAAジャーナル)

高まっている。

(ii) 日本弁理士会の役員解任権の廃止

90年以上に渡る日本弁理士会の運営状況や、平成19年の法改正で導入された弁理士登録前の実務修習(弁理士法第16条の2)及び弁理士登録後の継続研修(弁理士法第31条の2)において弁理士の職業倫理の修得が義務付けられた点に鑑みれば、あえて経済産業大臣が日本弁理士会の役員人事に介入しなければならない事態の発生は想定し難く、むしろ、日本弁理士会による自治の拡大を実施すべきとの指摘がなされている。

2. 改正の概要

(1) 弁理士の使命の明確化

知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することについて、弁理士の使命として明確化することとした。

(2) 弁理士の業務の拡充

弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加や、発明等の保護に関する相談に応ずること等についての明確化を行うこととした。

(3) その他

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする等の措置を講ずることとした。

3. 改正条文の解説

(1) 弁理士の使命の明確化

◆弁理士法第1条

(弁理士の使命)

第一条 弁理士は、知的財産(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。)に関する専門家として、知的財産権(同条第二項に規定する知的財産権をいう。)の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

① 目的規定を削り、使命規定を創設することについて

目的規定と使命規定が併存する職業専門資格士法はないため、今般、使命規定を追加する改正のみを行うと、こうした職業専門資格士法全体の規則性とは不整合が生じる。職業専門資格士法に限らず資格者に係る法律の過去の改正を参照すると、獣医師法(昭和24年法律第186号)の平成4年改正時に、目的規定を削り、任務規定を創設した例がある。今般の弁理士法の改正についても、これに倣い、目的規定を削り、これと同旨の使命規定を創設することとした。

② 「知的財産権」について

現行法第1条では「工業所有権の適正な保護及び利用の促進」としていたが、弁理士は、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権といった工業所有権に関する業務だけでなく、育成者権、著作権に関する業務等(現行法第4条第2項各号、同条第3項等)、広く知的財産権に関する業務を行っ

ていることを踏まえ、「工業所有権」を「知的財産権」に修正することとした。

③ 「その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与」について

弁理士法第4条第3項新設第3号では、弁理士の業務として、特許庁に出願手続が係属する以前の段階における発明等の保護に関する相談業務を明記することとした。そのため、弁理士には、知的財産権の保護及び利用に至る前の段階も含めて、関連する知的財産制度に適正に関わることが求められる。その趣旨の明確化のため、弁理士法第1条についても、「～権の保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与」とすることとした。

◆弁理士法第37条

(設立等)

第三十七条 (略)

2 第一条及び第三条の規定は、特許業務法人について準用する。

弁理士法第37条を改正して第2項を新設し、特許業務法人について、弁理士の使命(弁理士法第1条)及び職責(弁理士法第3条)を準用することとした。

◆弁理士法第56条

(設立、目的及び法人格)

第五十六条 (略)

2 弁理士会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、そ

の品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 (略)

弁理士法第56条第2項を改正し、弁理士と同様、特許業務法人に対する指導等についても、日本弁理士会の目的の範囲に含めることとした。

(2) 弁理士の業務の拡充

① 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

◆弁理士法第2条

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「意匠に係る国際登録出願」とは、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第六十条の三第二項に規定する国際登録出願をいう。

3 この法律で「商標に係る国際登録出願」とは、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第六十八条の二第一項に規定する国際登録出願をいう。

4～7 (略)

意匠法第60条の3第2項に規定する国際登録出願を「意匠に係る国際登録出願」と定義し、併せて、商標法第68条の2第1項に規定する国際登録出願を「商標に係る国際登録出願」と定義する旨を規定した。

◆弁理士法第4条

(業務)

第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2・3 (略)

弁理士法第4条第1項に規定する弁理士の業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加し、併せて、「国際登録出願」(商標に係るもの)に関する手続等を「商標に係る国際登録出願」に関する手続等に改正した。

◆弁理士法第5条

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 (略)

弁理士が裁判所で補佐人として行うことのできる業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する事項を追加し、併せて、「国際登録出願」(商標に係るもの)に関する事項を「商標に係る国際登録出願」に関する事項に改正した。

◆弁理士法第75条

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理(特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。)又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を業とすることができない。

弁理士又は特許業務法人でない者に対する業務の制限の対象に「意匠に係る国際登録出願」に関する特許庁における手続等を追加し、併せて、「国際登録出願」(商標に係るもの)に関する手続等を「商標に係る国際登録出願」に関する手続等に改正した。

② 水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

◆弁理士法第4条

(業務)

第四条 (略)

2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

- 一 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の三第一項及び第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理
- 二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。)であって、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理
- 三 前二号に掲げる事務についての相談

3 (略)

弁理士法第4条第2項第1号及び第2号は、弁理士の業務のうち、知的財産侵害疑義物品の水際での輸出入差止手続における権利者及び輸出入者の代理並びに特許権等に関する事件の裁判外紛争解決手続についての代理を規定したものであり、これらの相談業務も弁理士が業として請け負えることを明確化するため、同項に第3号を追加し、第1号及び第2号に掲げる事務についての相談業務を規定した。

③ 発明等の保護に関する相談業務の明確化

◆弁理士法第4条

(業務)

第四条 (略)

2 (略)

3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続(日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者が行うものに限る。)に関する資料の作成その他の事務を行うこと。

三 発明、考案、意匠若しくは商標(これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。)、回路配置(既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。)又は事業活動に有用な技術上の情報(既に秘密として管理されているものを除く。)の保護に関する相談に応ずること。

弁理士法第4条第3項に、特許庁等に未だ出願等の手続に係属していない発明、考案、意匠若しくは商標、回路配置又は事業活動に有用な技術上の情報の保護に関する相談業務を規定し、弁理士の業務として明確化する

こととした。

また、同項の規定が非常に冗長かつ複雑になることから、新たに号立ての規定とした上で、当該業務は第3号として規定することとした。

(i) 「保護に関する相談」の対象について

依頼者が創造した知的財産について、どのような法的手段を講じて保護するのが望ましいか²⁵についての相談が対象となる。

(ii) 発明等の保護に関する相談業務を弁理士の標榜業務とすることについて

非弁理士にもこうした相談業務について知見を有する者がおり、専権業務とすることは妥当でないとの指摘もあり、確かに、当該業務を弁理士の上に法律上認めることは必ずしも適切ではないと考えられることから、専権業務とはせず、弁理士の標榜業務として法律に規定することとした。

(3) その他

① 弁理士の利益相反行為の緩和

◆弁理士法第31条

(業務を行ない得ない事件)

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件について

25 「保護」は、特許権等の設定登録による保護のみならず、以下の保護手段を含む。
・発明及び考案：特許法第79条及び実用新案法第26条(先使用権)による保護
・意匠：不正競争防止法第2条第1項第3号(形態模倣行為)による保護
・商標：同法第2条第1項第1号・第2号(商品等表示の混同惹起・冒用行為)による保護
・事業活動に有用な技術上の情報：同法第2条第1項第4号～第9号(営業秘密に係る不正行為)による保護

は、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一～五 (略)

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

弁護士法第25条第6号及び第7号等の規定に倣い、弁理士法第31条第6号及び第7号に規定する利益相反行為の範囲を「自らこれに関与したもの」に限定することとした。

これにより、例えば無効審判の例において、弁理士が、特許権者から依頼された特許無効審判に関する手続代理等について自ら担当者として関与していなかった場合、改正後の同法第31条第6号に該当しないものとして、特許業務法人から独立後、その特許無効審判請求人から依頼を受け業務を行うことができるようになる(この場合、「相手方」とは、従前特許業務法人に依頼を持ちかけた特許権者を指す。)

◆弁理士法第48条

(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であって、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一～四 (略)

五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

弁護士法第25条第6号及び第7号等の規定に倣い、弁護士法第48条第3項第5号及び第6号の利益相反行為の範囲を「自らこれに関与したもの」に限定することとした。

これにより、例えば無効審判の例において、特許業務法人に所属する弁護士が、特許権者から依頼された特許無効審判に関する手続代理等について自ら担当者として関与していなかった場合、改正後の同法第48条第3項第5号に該当しないものとして、別の特許業務法人への移籍後、その特許無効審判請求人から依頼を受けこれに関与することができるようになる(この場合、「相手方」とは、従前弁護士が所属していた特許業務法人に依頼を持ちかけた特許権者を指す)。

② 日本弁理士会の役員解任権の廃止

◆弁理士法第72条

(総会の決議の取消し)

第七十二条 経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消しを命ずることができる。

弁理士法第72条から、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を削除することとした。

なお、現在の日本弁理士会会則では、経済産業大臣による懲戒等の対象とされた役員を解任する旨の規定が整備されており、また、当該規定を含めた日本弁理士会会則の変更には経済産業大臣の認可が必要とされている(弁理士法第57条第2項)。このため、役員解任権の廃止後も、法令又は日本弁理士会会則に違反し、あるいは公益を害すると認められるような行為を行った役員は、引き続き、経済産業大臣による懲戒等の対象者として役員を解任され、日本弁理士会による自浄作用が働くこととなる。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行する(附則第1条本文)。

ただし、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加及びこれに伴う規定の整備については、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する(附則第1条第3号)。

(2) 経過措置

① 弁理士の懲戒処分に関する経過措置

◆附則第7条

(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に生じた事実に基づく弁理士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

今般の改正による弁理士の利益相反行為の範囲を緩和するに当たり特段の経過措置を設けない場合、施行前に弁理士が現行法第31条又は第48条第3項の規定に違反し利益相反行為を行ったという事実があったとしても、不問となるケースが生じ得る。

弁理士に対する懲戒処分については、対象となる行為を行った事実が施行の前後どちらであるかによって判断されるべきであるため、施行前に生じた事実に基づく懲戒の処分については、従前の例によることとした。

② 検討条項

◆附則第10条

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六条の規定による改正後の弁理士法(以下この条において「新弁理士法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法律等における規制の新設に当たっては、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」（平成21年3月31日閣議決定)において、「その趣旨・目

的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む」こととされている。

今般の弁理士法第75条の改正(「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等の、弁理士又は特許業務法人でない者に対する業務制限への追加)は上記の規制の新設に該当することから、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の弁理士法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。